

【フラット35】

金利引下げ実施中!



山鹿市

戸建て木造住宅の耐震建替え工事を行う方へ
災害危険区域等内から移転される方へ

山鹿市と住宅金融支援機構が連携

防災対策により住宅取得される方を
応援します!

(住宅取得の際に、地方公共団体の補助金を
利用する場合、【フラット35】の借入金利を
一定期間引き下げます。)

山鹿市

補助金交付

- 山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業
建替え工事費用の80%以内

最大 **100**万円*

- 山鹿市がけ地近接等危険住宅移転事業

除却費
最大 **97.5**万円*

建物等助成費
最大 **731.8**万円*

*詳しくは山鹿市ホームページを
ご確認ください。

【フラット35】 地域連携型

住宅ローン 金利引下げ

金利引下げ幅

【フラット35】の借入金利から

年▲**0.25**%

期間 当初**5**年間

連携

- ※【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。
- ※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。
- ※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】S等と併用することができます。
- ※【フラット35】のご利用には条件があり、審査結果についてお客さまのご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。
- ※【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

フラット35 地域連携型

検索

【フラット35】を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、
【フラット35】サイト(<https://www.flat35.com>)でご確認ください。



山鹿市補助事業

山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業

(補助対象住宅等)

次のすべての項目に該当する住宅の建替え工事であること

- 1 山鹿市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住に用に供されているもの
(併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの)
- 2 在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数2以下のもの
- 3 昭和56年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの
- 4 被災者生活再建支援金の支給対象でないもの
- 5 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの
- 6 建築基準法に係る違反がないもの(建替え後の住宅) など

(補助対象者)

次のすべての項目に該当すること

- 1 本市の住民基本台帳に記録されているもの又はその予定があるもの
- 2 所有者が市税を滞納していないこと など

山鹿市がけ地近接等危険住宅移転事業

(主な要件)

次のいずれかに該当する区域の危険住宅の除去移転を行うこと

- 1 熊本県建築基準条例で建築が制限されている区域
- 2 熊本県建築基準条例の条例で、指定された急傾斜地崩壊危険区域
- 3 知事が指定した土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) など

(補助対象経費)

除却費 危険住宅の撤去、動産の移転、仮住居、跡地整備費等に要する経費

建物等助成費 危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修(土地取得を含む)をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子に相当する額の経費

まずは、申込受付期間内に、交付申請書等の必要書類を提出していただく必要があります。
詳しくは、山鹿市ホームページをご確認ください。



【フラット35】の金利引下げをご利用いただくには…

追加要件なし(補助金を交付されるすべての方が対象です。)

※山鹿市から利用対象証明書の交付を受け、ローン契約前に金融機関に提出する必要があります。

【フラット35】地域連携型をご利用いただけます。

※住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。

各基準の詳細は【フラット35】サイト(<https://www.flat35.com>)でご確認ください。

照会先

【フラット35】地域連携型について

住宅金融支援機構 九州支店
地域連携グループ

TEL.092-233-1507



山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業 及び
山鹿市がけ地近接等危険住宅移転事業について

山鹿市 建設部 都市計画課

TEL.0968-43-1591



(耐震改修等)



(がけ地近接等)



土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等から移転される方へ

山鹿市と住宅金融支援機構が連携 安全なエリアへの移転を支援します!

（住宅取得の際に、地方公共団体の補助金を利用する場合、
【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。）

山鹿市

補助金交付

- 山鹿市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金

最大 **300**万円※

※詳しい内容は山鹿市ホームページをご確認ください。

連携

【フラット35】 地域連携型

住宅ローン 金利引下げ

金利引下げ幅

【フラット35】の借入金利から

年▲**0.25%**

期間 当初**5**年間

※【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。

受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。

※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。

※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】S等と併用することができます。

※【フラット35】のご利用には条件があり、審査結果についてお客さまのご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。

フラット35 地域連携型

検索

詳しくは、裏面照会先までお問合せください。



山鹿市土砂災害危険住宅移転促進事業

主な要件

次のすべての項目に該当すること

- 1 レッドゾーン内にある建築物で、現在お住まいの住宅(賃貸住宅を除く)から熊本県内の安全な区域(レッドゾーン等*外)へ移転されること。
- 2 現在お住まいの住宅(賃貸住宅を除く)を解体撤去(除却)すること。
- 3 解体撤去(除却)後の住宅跡地に居住を目的とした建築物を建築しないこと。 など

※レッドゾーン等とは

レッドゾーン 土砂災害特別警戒区域

(建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域)

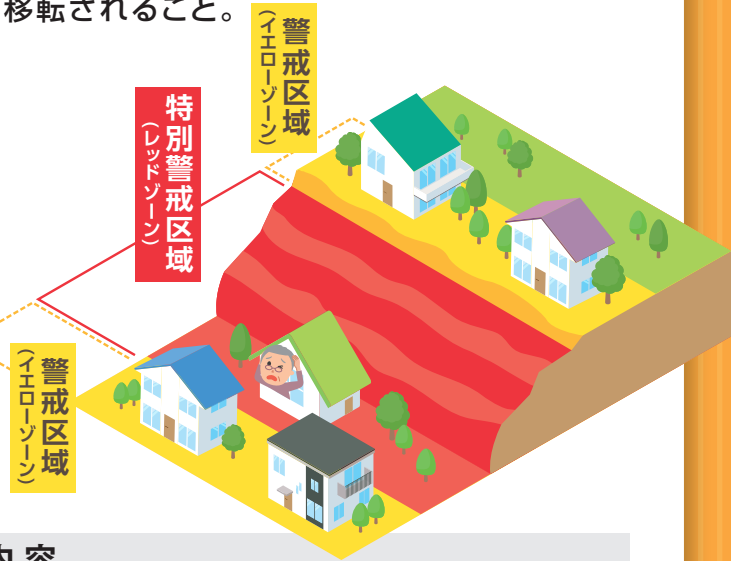
イエローゾーン土砂災害警戒区域

(土砂災害のおそれがある区域)

ご自宅がレッドゾーン等内かは、熊本県のホームページで確認できます。

熊本県土砂災害情報マップ

検索



補助の内容

住宅の建設費・購入費等、住宅の除却費等、移転経費、土地の調査費
当該経費に相当する額の合計(ただし、300万円を限度とします。)

詳しくは、山鹿市ホームページをご確認ください。



【フラット35】の金利引下げをご利用いただくには…

追加要件なし(補助金を交付されるすべての方が対象です。)

※山鹿市から利用対象証明書の交付を受け、ローン契約前に金融機関に提出する必要があります。



【フラット35】地域連携型をご利用いただけます。

※住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。

各基準の詳細は【フラット35】サイト(<https://www.flat35.com>)でご確認ください。

照会先

【フラット35】地域連携型について

住宅金融支援機構 九州支店
地域連携グループ

TEL.092-233-1507



山鹿市土砂災害危険住宅移転促進 事業補助金について

山鹿市 建設部 建設課

TEL.0968-43-1584

